



つくばみらい市規則第 31 号

つくばみらい市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 7 月 20 日

つくばみらい市長

つくばみらい市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) その他市長が認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。